

電子帳簿等とスキャナ保存

○「電子帳簿等保存制度」「スキャナ保存制度」は、納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度。ただし、改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点から、保存方法等について、真実性・可視性の確保に係る一定の要件を設けている。

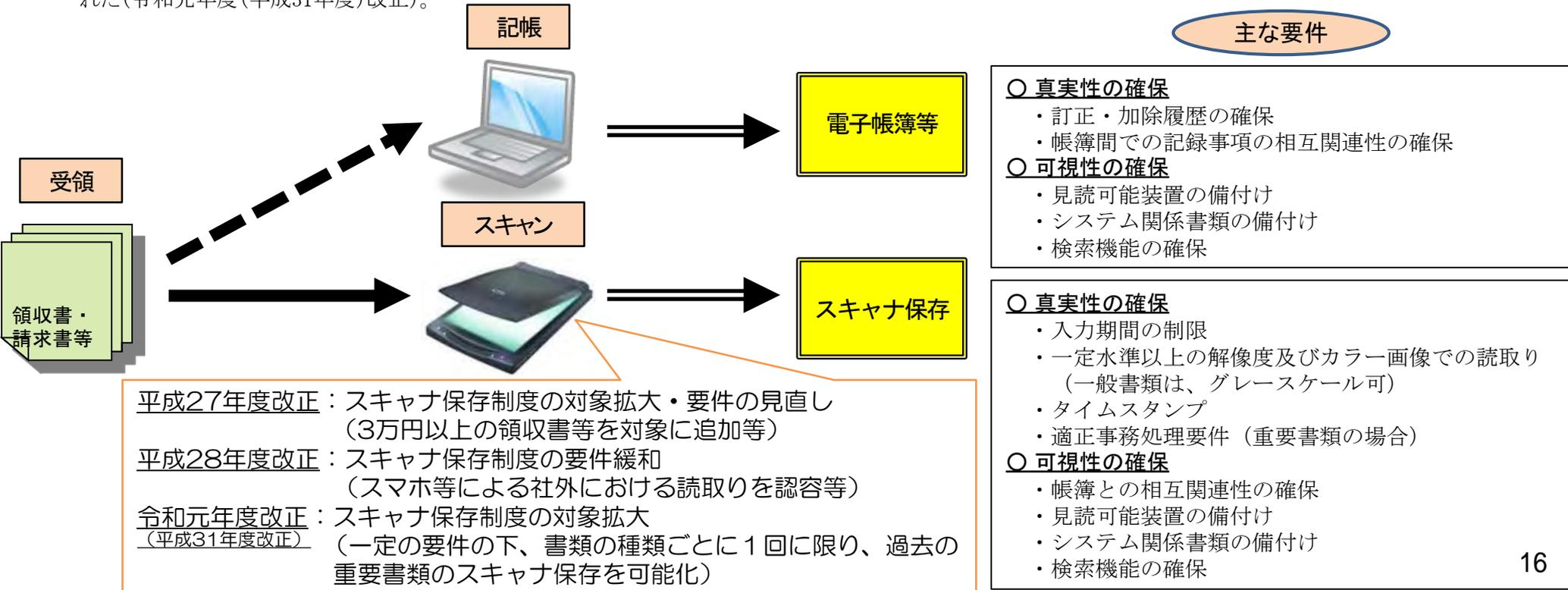
・電子帳簿等保存制度

帳簿(仕訳帳等)及び国税関係書類(決算関係書類等)のうち、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものについては、税務署長の承認(※)を受ければ、一定の要件の下で、電磁的記録等による保存等が可能(平成10年度税制改正で創設)。

・スキャナ保存制度

決算関係書類を除く国税関係書類(取引の相手方から受領した領収書・請求書等)については、税務署長の承認(※)を受ければ、一定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、当該書類の保存に代えることが可能(平成17年度税制改正で創設)。

(※)申請手続の簡素化(認証を受けたソフトウェア利用者の承認申請書の記載省略等)、柔軟化(新規に業務を開始した個人開業者の申請期限の特例を創設)が行われた(令和元年度(平成31年度)改正)。



国税関係書類に係るスキャナ保存制度等の改正の概要

スキャナ保存制度の導入(平成17年度)

- 税務署長の承認を受けた者は、国税関係書類について、一定の要件に従い、スキャナにより記録された電磁的記録を保存することをもって、当該国税関係書類の保存に代えることができることとされた。

平成27年度改正の概要

- 対象書類に係る見直し
(スキャナ保存の対象を「3万円以上の契約書及び領収書」に拡大、適正事務処理要件の整備など)
- 電子署名要件に係る見直し
(スキャナで読み取る際に必要な入力者等の電子署名を不要とし、タイムスタンプのみとする。)
- その他、重要書類のスキャナによる入力期間の制限の緩和や、一般書類のカラー画像での保存要件等についての見直し

平成28年度改正の概要

- スマートフォン等により領収書等を記録する場合の手続を追加するなどの見直し

令和元年度(平成31年度)改正の概要

- 申請手続の簡素化
(一定の公益社団法人が認証したソフトウェアを使用する場合には、承認申請手続を簡素化)
- 申請期限の緩和
(新規に業務を開始した個人の承認申請期限について、新設法人の特例と同様に、特例(業務開始以後2月内)を整備)
- 対象書類に係る見直し
(過去分の領収書等について、税務署長への届出など一定の要件の下、書類の種類ごと1回に限り、スキャナ保存を可能とする。)

(注)上記の改正は、令和元年9月30日から施行。

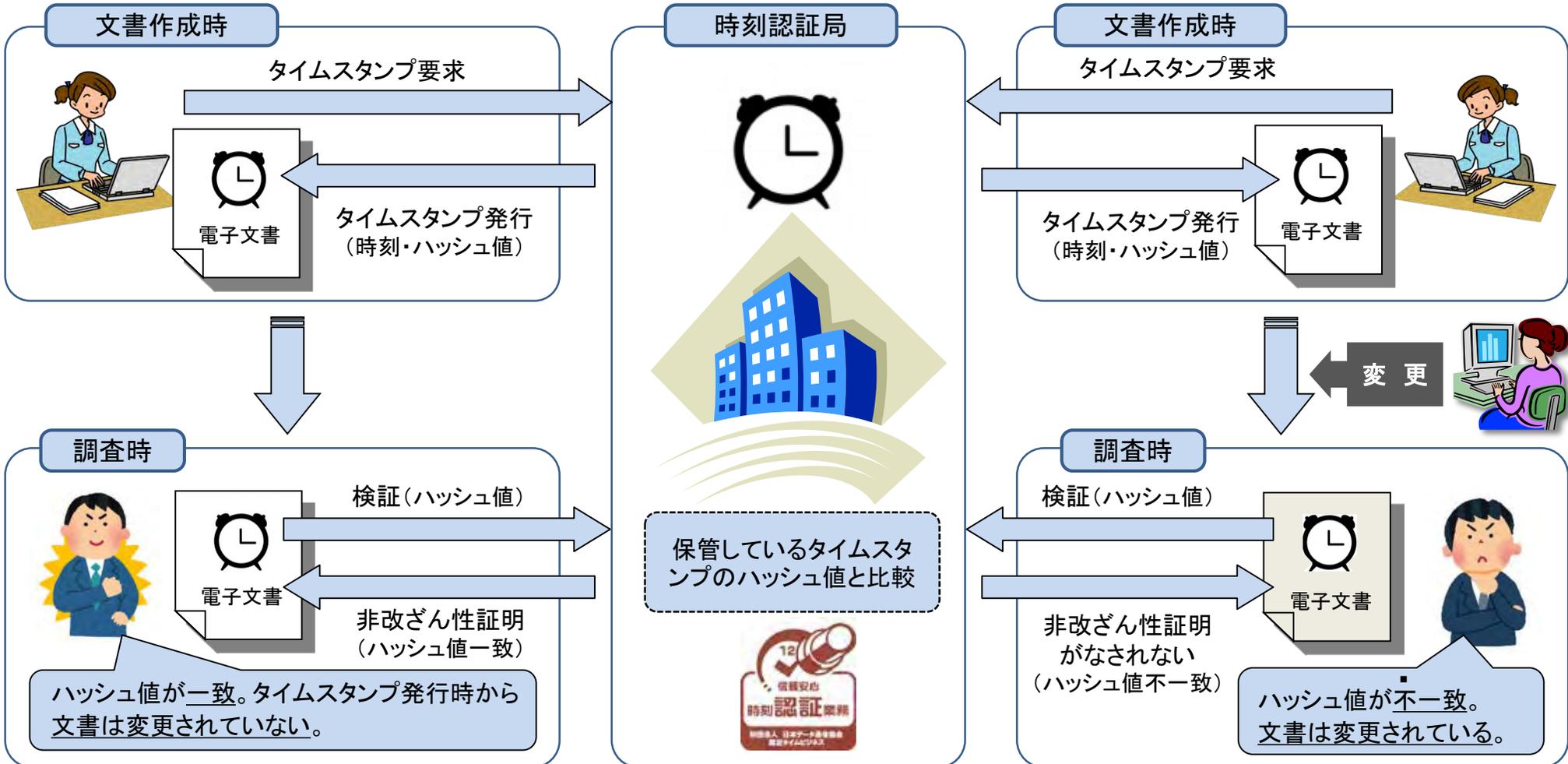
タイムスタンプの機能

「タイムスタンプ」は、時刻認証局が発行する電子的な証明書で、電子データに係る下記の事項を第三者として証明。

- ① 存在時刻：そのデータがある時刻に存在していたこと
- ② 非改ざん性：存在時刻から現在まで内容が変更されていないこと

《電子データに変更がない場合》

《電子データに変更がある場合》



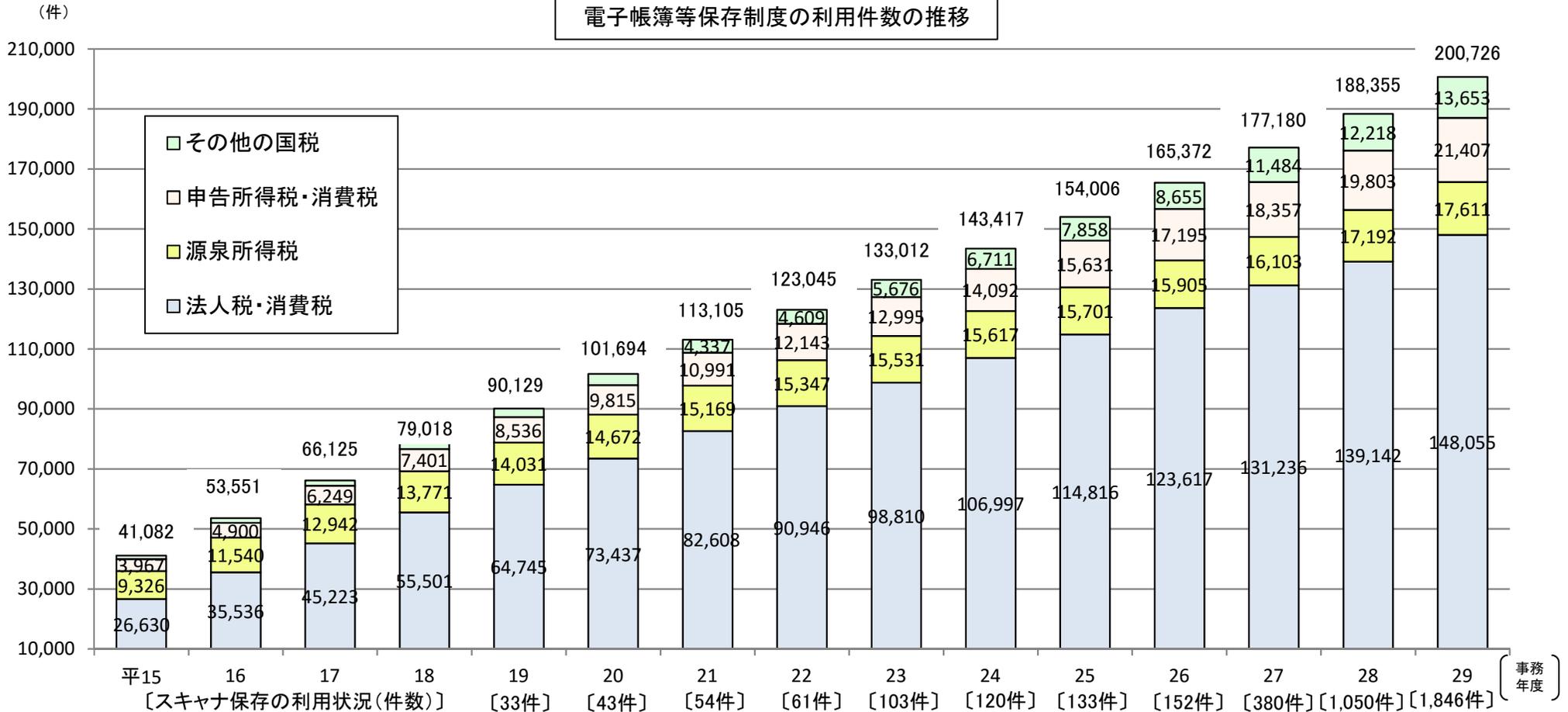
(参考)「ハッシュ値」とは、元になるデータから一定の計算手順により求められた、規則性のない値。元のデータが少しでも異なれば、ハッシュ値も全く異なるものとなる。

電子帳簿等保存制度の利用状況

平成29年10月16日
政府税制調査会資料
(一部計数を更新)

- 電子帳簿等保存制度の利用件数は堅調に増加しているが、伸びしろは依然大きい。
- 電子帳簿等保存制度の創設から約20年が経過し、経済社会のICT環境が大きく変化する中、引き続き適正・公平な課税を確保しつつ、社会におけるデータ活用及び納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、制度の利用促進のための方策について検討を行うことが考えられるのではないか。

電子帳簿等保存制度の利用件数の推移



(備考) 国税庁報道発表資料及び統計年報による。

(注1) 「その他の国税」は、間接諸税及び酒税である。

(注2) 事務年度は7月1日から翌年6月30日までである。

(注3) 利用件数は、各事務年度末の累計承認件数である。